入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
詳細は別紙入札公告、入札説明書共通（建設工事、事後審査）（見積の提出を求める方式（試行））東日本支社 一般土木工事、建築工事 共通 を参照すること。

1	**公告日**	**令和08年11月02日(月)**		
2	**契約職**	**東日本支社長　佐々木　健**		
3	**工事概要**			
3.1	工事名	坂戸、鶴ケ島下水道組合石井水処理センター建設工事その18		
3.2	工事場所	埼玉県坂戸市石井地内		
3.3	施設名	石井水処理センター		
3.4	処理方式	標準活性汚泥法		
3.5	水量・能力			
3.5.1	全体計画水量	55,720	m3/日	
3.6	工事内容	土木・建築工事（改修）		
3.7	対象工事	【土木工事】 最初沈殿池工　一式、反応タンク工　一式、最終沈殿池工　一式、汚泥処理棟工　一式、沈砂池ポンプ棟工　一式、構造物撤去工　一式、仮設工　一式 【建築工事】 沈砂池ポンプ棟　改修工事　一式、地下タンク撤去・新築工事　一式、汚泥処理棟　改修工事　一式、水処理棟　改修工事　一式、汚泥濃縮ﾀﾝｸ機械棟　改修工事　一式、汚泥焼却炉棟　改修工事　一式、塩素混和池棟　改修工事　一式、ホッパー棟　新築工事　一式 【建築機械設備工事】 沈砂池ポンプ棟　建築機械設備工事　一式、管理棟　建築機械設備工事　一式、汚泥処理棟　建築機械設備工事　一式、ホッパー棟　建築機械設備工事　一式、屋外　建築機械設備工事　一式 【建築電気設備工事】 沈砂池ポンプ棟　建築電気設備工事　一式、管理棟　建築電気設備工事　一式、汚泥処理棟　建築電気設備工事　一式、ホッパー棟　建築電気設備工事　一式、屋外 建築電気設備工事　一式		
3.7.1	対象施設			
3.7.1.1	沈砂池ポンプ棟	地上2階　地下2階	延べ面積　2,275.77　m2　RC造	
3.7.1.2	管理棟	地上2階　地下1階	延べ面積　2,538.52　m2　RC造	
3.7.1.3	水処理棟	地上2階　地下1階	延べ面積　906.87　m2　RC造	
3.7.1.4	汚泥処理棟	地上3階　地下1階	延べ面積　3,511.81　m2　RC造	
3.7.1.5	汚泥濃縮ﾀﾝｸ機械棟	地上1階　地下1階	延べ面積　84.89　m2　RC造	
3.7.1.6	汚泥焼却炉棟	地上4階　地下1階	延べ面積　1,774.12　m2　RC造	
3.7.1.7	塩素混和池棟	地上1階	延べ面積　102.32　m2　RC造	
3.7.1.8	ホッパー棟	地上2階	延べ面積　281.61　m2　RC造	
3.8	工期			
3.8.1	今回工期	契約締結日の翌日から約24か月		
3.9	その他			
3.9.1	入札方式	電子入札・事後審査対象案件		
3.9.2	総合評価方式の試行工事	無		
3.9.3	総合評価（施工体制確認型）の試行工事	無		
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	有		
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	無		
3.9.6	VE試行工事	有　　契約後VE		
3.9.7	入札前に予定価格を公表	無		
3.9.8	「見積りの提出を求める方式」の試行工事	有		
3.9.9	特例監理技術者の配置を認める工事	無		
3.9.10	「週休2日制適用工事」試行対象工事	有		
3.9.11	余裕期間の試行工事	無		
3.9.12	「建設キャリアアップシステム活用工事」試行対象工事	有		
3.10	特許	無		
4	**競争参加資格（認定資格）**			

	単体有資格業者にあっては、4.1.1に記載する条件を全て満たす者であること。特定建設共同企業体にあっては、4.2.1に記載する条件を全て満たす代表者と、4.3.1、4.3.2のいずれかに記載する条件を全て満たす代表者以外の者との組み合わせによる。		
4.1	単体有資格業者		
4.1.1	その1		
4.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事かつ建築工事	
4.1.1.2	格付（対象業種・等級）・経営事項評価点数	一般土木工事・A等級・要件なし	
4.1.1.3	事業所（種類・建設業許可）	営業所・土木工事業	
4.1.1.4	上記事業所の所在地	要件なし	
4.2	特定建設共同企業体・代表者		
4.2.1	その1		
4.2.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事かつ建築工事	
4.2.1.2	格付（対象業種・等級）・経営事項評価点数	一般土木工事・A等級・要件なし	
4.2.1.3	事業所（種類・建設業許可）	営業所・土木工事業	
4.2.1.4	上記事業所の所在地	要件なし	
4.3	特定建設共同企業体・代表者以外		
4.3.1	その1		
4.3.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事	
4.3.1.2	格付（対象業種・等級）・経営事項評価点数	一般土木工事・B等級・要件なし	
4.3.1.3	事業所（種類・建設業許可）	営業所・土木工事業	
4.3.1.4	上記事業所の所在地	要件なし	
4.3.1.5	その他	無し	
4.3.2	その2		
4.3.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事	
4.3.2.2	格付（対象業種・等級）・経営事項評価点数	一般土木工事・C等級・要件なし	
4.3.2.3	事業所（種類・建設業許可）	本店・土木工事業	
4.3.2.4	上記事業所の所在地	要件なし	
4.3.2.5	その他	無し	
5	**競争参加資格（施工実績）**		
	次のいずれかに該当する施工実績を有すること。		
5.1	単体有資格業者		
5.1.1	同種工事	地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート構造物の耐震改修工事	
5.1.2	類似工事	地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート造の土木工事（コンクリート二次製品設置工は除く）	
5.2	特定建設共同企業体・代表者		
5.2.1	同種工事	地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート構造物の耐震改修工事	
5.2.2	類似工事	地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート造の土木工事（コンクリート二次製品設置工は除く）	
5.3	特定建設共同企業体・代表者以外		
5.3.1	同種工事	地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート造の土木工事（コンクリート二次製品設置工は除く）	
6	**競争参加資格（配置予定技術者）**		
	単体有資格業者にあっては6.1.1に記載する条件を全て満たす者であること。特定建設共同企業体にあっては、6.2.1に記載する条件を全て満たす代表者と6.3.1に記載する全ての条件を満たす代表者以外の者との組み合わせによる。		
6.1	単体有資格業者		

入札公告（建設工事）

6.1.1	主任(監理)技術者の現場工事経験	①又は②のいずれかの現場工事経験 ①地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート構造物の耐震改修工事 ②地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート構造物の土木工事（コンクリート二次製品設置工を含む）
6.2	特定建設共同企業体・代表者	
6.2.1	主任(監理)技術者の現場工事経験	①又は②のいずれかの現場工事経験 ①地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート構造物の耐震改修工事 ②地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート構造物の土木工事（コンクリート二次製品設置工を含む）
6.3	特定建設共同企業体・代表者以外	
6.3.1	主任(監理)技術者の現場配置	要
6.4	配置予定技術者の配置予定期間	
6.4.1	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	契約締結日の翌日から約24か月
6.5	建築工事担当技術者	
6.5.1	建築工事担当技術者の配置予定期間	建築工事の現場施工に着手する日から建築工事完了まで
7	**指名停止及び設計業務の受託者**	
7.1	日本下水道事業団の指名停止区域	関東区域
7.2	指名停止措置対象団体	坂戸、鶴ケ島下水道組合
7.3	設計業務等の受託者	日本水工設計（株）
8	**総合評価方式**	対象外
9	**入札手続き等**	
9.1	競争参加申請書の提出期間	令和08年11月02日（月）から令和08年11月10日（火）まで（原則、電子メールのみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。）
9.2	入札説明書の交付期間	令和08年11月02日（月）から令和08年12月14日（月）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。）
9.3	入札に必要な図面等の交付期間	令和08年11月02日（月）から令和08年12月14日（月）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。）
9.4	見積書の作成に関する質問の提出期間	令和08年11月04日（水）から令和08年11月12日（木）まで（原則、電子メールのみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。）
9.5	見積書の作成に関する質問の回答を掲示する期間	令和08年11月18日（水）から令和08年12月14日（月）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）
9.6	見積書の提出期間	令和08年11月02日（月）から令和08年11月26日（木）までの毎日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分まで。
9.7	入札説明書に対する質問の提出期間	令和08年11月04日（水）から令和08年11月12日（木）まで（原則、電子メールのみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。）
9.8	入札説明書の質問に対する回答を掲示する期間	令和08年11月18日（水）から令和08年12月14日（月）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）
9.9	入札書の提出期間(電子入札)	令和08年12月10日（木）から令和08年12月14日（月）まで
9.10	入札書の提出期間(紙入札)	令和08年12月10日（木）から令和08年12月14日（月）までの毎日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分まで。
9.11	開札日時	令和08年12月15日（火） 09時30分
10	**入札説明書に対する質問回答掲示場所**	
10.1	担当部局	日本下水道事業団 東日本支社 事業部 契約課

	住所	113-0034　東京都文京区湯島 2-31-27　湯島台ビル5階	
10.2	担当部局	日本下水道事業団　埼玉事務所	
	住所	埼玉県戸田市下笹目5141 研修センター内	
11	**その他**		
11.1	随意契約により締結予定	無	
11.2	手続における交渉の有無	無	
11.3	契約書作成の要否	要	
11.4	建設リサイクル法対象	適用	
11.5	支払条件（前払）	有	
11.6	支払条件（中間前払）	無	
11.7	支払条件（部分払）	有	
11.8	火災保険等付保の要否	要	
12	**問い合わせ先等**		
12.1	入札執行及び契約締結等に関すること	担当部局	日本下水道事業団　東日本支社　事業部　契約課
		住所	113-0034　東京都文京区湯島 2-31-27　湯島台ビル5階
		電話・FAX	電話：03-3818-1212　FAX：03-3818-3524
12.2	競争参加資格の確認に関すること	担当部局	日本下水道事業団　東日本支社　事業部　契約課
		住所	113-0034　東京都文京区湯島 2-31-27　湯島台ビル5階
		電話・FAX	電話：03-3818-1212　FAX：03-3818-3524
12.3	入札説明書、図面等の交付場所	担当部局	日本下水道事業団　東日本支社　事業部　契約課 電話：03-3818-1212 ただし、システム操作に関する問い合わせ先は、電子入札総合ヘルプデスク（土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分～12時00分、13時00分～17時00分まで。） 電話：0570-021-777
		交付方法	入札情報公開システムによりダウンロードして取得すること。
		URL	https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0062006000600
		パスワード	入札情報公開システムに記載のとおり
12.4	工事現場説明（図面、仕様書及び設計書を含む。）に対する質問に関すること		工事現場説明書 1ページを参照すること。

「3.9 その他」の補足説明

(1) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、契約職の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(2) 本工事は、開札後に落札決定を保留し、競争参加資格の確認の後に落札決定を行う事後審査方式の工事である。

(3) 本工事は、日本下水道事業団発注工事の品質確保への取組みを一層促進するため、特別重点調査を試行する工事である。

(4) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VEの試行工事である。

(5) 本工事は、発注者が応札者に見積りの提出を求め、ヒアリングを通じて見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積り価格を予定価格に反映させる方式を試行的に実施する工事である。積算に必要な直接工事費、共通仮設費等の内訳を記載した見積書を期限内に提出するものとする。（詳細は入札説明書による。）

(6) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。

(7) 「週休2日制適用工事」試行対象工事は右欄の有無による。なお、「週休2日制適用工事」は「完全週休2日（土日）適用工事」と読み替えるものとする。「有」の場合、当初予定価格において完全週休2日（土日）の達成を前提とした補正係数を労務費等に乗じて補正しており、完全週休2日（土日）を達成しない場合、契約金額のうち労務費等補正分を減額する。詳細は、「完全週休2日（土日）適用工事実施要領」等による。

「4. 競争参加資格（認定資格）」の補足説明

(1) 経営事項評価点数とは、日本下水道事業団の有資格者名簿に記載されている経営事項評価点数（客観）である。

「6.4 配置予定技術者の配置予定期間」の補足説明

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定め、書面で提出すること。

「9 入札手続き等」の補足説明

(1) 競争参加申請書の提出にあっては、電子メールでの対応とする。ただし、システム障害や電磁的手段の破損、故障等やむを得ない事情がある場合に限り、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出することができる。郵送等の方法で提出する場合には送付当日に技術資料（事前申請書）郵送連絡書（様式14）をファックスすること。また、いずれの方法においても提出期限の締切日必着とするが、郵送等の場合、提出期限の前日までの受領証（書留郵便）や受付印（託送）があるものは有効とする。

「10 入札説明書に対する質問回答」の補足説明

(1) 回答方法は、東日本支社事業部及び当該工事を所掌する事業部及び事務所において掲示するとともに、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した者に対し電子メールにて回答する。

「11 その他」の補足説明

(1) 契約書案により契約書を作成するものとする。

(2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

「12 問い合わせ先等」の補足説明

(1) 入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。

「地方公共団体等」の補足説明

(1) 地方公共団体等とは、日本下水道事業団、国、地方公共団体及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人をいう。

上記による他、競争参加資格、入札手続き等その他の事項については、別紙による。

別紙

入札公告、入札説明書共通（建設工事、事後審査）
（見積の提出を求める方式（試行））
東日本支社　一般土木工事、建築工事共通

1　競争参加資格

(1)　工事請負業者の選定等に関する達（平成6年達第７号。以下「達」という。）第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。

(2)　単体有資格業者については日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること。特定建設共同企業体については日本下水道事業団における本工事に係る特定建設共同企業体として認定を受けていること。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。

(4)　本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別及び等級区分に該当する者で、かつ、必要となる建設業の許可に係る営業所（本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を必要となる所在地に有する者であること。

「建設業の許可を有する営業所等の所在地」に、北海道地方、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方又は沖縄地方との記載がある場合、その地方に含まれる都道府県は次のとおりとし、記載された地方のいずれかの都道府県内に必要な許可に係る営業所を有すること。

1)　北海道地方（北海道）

2)　東北地方　（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

3)　関東地方　（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）

4)　北陸地方　（新潟県、富山県、石川県）

5)　中部地方　（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

6)　近畿地方　（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

7)　中国地方　（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

8)　四国地方　（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

9) 九州地方　（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

10) 沖縄地方　（沖縄県）

(5) 本工事で求める施工実績は、過去に元請として施工し引き渡した実績（特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）であること。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１者が上記の施工実績を有していればよい。

(6) 主任（監理）技術者

1) 本工事現場に専任で配置できること。ただし、請負代金額が四千五百万円未満（建築工事一式においては九千万円未満）の場合においては、専任を求めない。

2) 【土木・建築工事の場合】
「3.6工事内容」に「土木工事」又は「土木・建築工事」との記載がある場合、単体有資格業者又は特定建設共同企業体の構成員のいずれもが１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者並びに土木工事業に係る建設業法第７条第２号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者を配置できること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者

・２級建設機械施工技士の資格を有す者。

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

3) 【建築・土木工事の場合】
「3.6工事内容」に「建築工事」又は「建築・土木工事」との記載がある場合、単体有資格業者又は特定建設共同企業体の構成員のいずれもが一級建築士、１級建築施工管理技士、二級建築士、２級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者並びに建築工事業に係る建設業法第７条第２号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者を配置できること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

4) 本工事で求める「主任(監理)技術者の現場工事経験」（以下、「工事経験」という。）を有する者であること。ただし、過去に元請として施工し引き渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１者の主任（監理）技術者が工事経験を有していればよい。

5) 工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、非専任とすることができる。専任とする場合は、「工事実績情報システム（以下「コリンズ」という）」に登録すること。

6) 特定建設共同企業体（甲型)の代表者以外の構成員については、主任技術者又は監理技術者のいずれかを適切に配置すること。なお、代表者以外の構成員が配置する主任技術者又は監理技術者には、工事経験を求めない。

7) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

8) 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

9) 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を配置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は九千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない（特例監理技術者を設置する場合を除く。）。

(7) 特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者）及び監理技術者補佐（特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者）

1) 「3.9その他」において特例監理技術者配置を認める工事が「有」と記載されている場合、特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置することができる。

2) 工事経験を有する者であること。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１者の特例監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。

3) 工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、非専任とする。専任とする場合は、コリンズに登録すること。

4) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

5) 直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

6) 別に、監理技術者補佐を専任で配置すること。

(8) 今回工事に直接関連する他の工事の請負契約を今回工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定がある場合は、原則として今回工事に直接関連する他の工事においても主任（監理）技術者又は特例監理技術者として継続して配置すること。

(9) 建築工事担当技術者（土木・建築工事の場合）

本工事で建築工事担当技術者の配置を求めている場合、単体有資格業者又は代表者は、以下の1)から4)を満足する技術者を配置すること。

1) 建築一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有すること。

2) 工事経験は、不要とする。

3) 単体有資格業者又は代表者と、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

4) 主任（監理）技術者は、1)の資格を有する場合は、建築工事担当技術者を兼ねることができる。

5) 担当技術者は、監督職員と協議したうえで変更することができる。

6) 建築担当技術者の配置期間は、建築工事の現場施工に着手する日から建築工事の完了までとする。

(10) 土木工事担当技術者（建築・土木工事の場合）

本工事で土木工事担当技術者の配置を求めている場合、単体有資格業者又は代表者は、以下の1)から4)を満足する技術者を配置すること。

1) 土木一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有すること。

2) 工事経験は、不要とする。

3) 単体有資格業者又は代表者と、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

4) 主任（監理）技術者は、1）の資格を有する場合は、土木工事担当技術者を兼ねることができる。

5) 担当技術者は、監督職員と協議したうえで変更することができる。

6) 土木担当技術者の配置期間は、土木工事の現場施工に着手する日から土木工事の完了までとする。

(11) 日本下水道事業団が発注した工事において、工事成績評定通知書に記載されている評定点の平均が過去２年間連続して60点未満でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。なお、過去２年間に対象となる工事成績評定通知書を有しない場合は、評定点の平均が過去60点以上として取り扱う。

過去2年間の対象となる工事は、令和５年度４月１日から令和７年度３月31日までに完成した工事とする。

(12) 競争参加申請書（以下「事前申請書」という。）の提出期限の日から落札候補者の決定の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年７月２日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定された区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。

1) 「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道区域、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。

①北海道区域（北海道）

②東北区域　（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

③関東区域　（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、山梨県、長野県）

④北陸区域　（新潟県、富山県、石川県）

⑤中部区域　（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

⑥近畿区域　（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

⑦中国区域　（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

⑧四国区域　（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

⑨九州区域　（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

(13) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。

(14) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(15) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

2　設計業務等の受注者等

１ (13)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1) から2)のいずれかに該当する者である。

(1) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

3　担当部局

(1) 特定建設共同企業体の認定、紙入札方式による参加（変更）承諾、競争参加資格の確認通知、入札執行及び契約締結に関すること（以下、事業部契約課という。）。

〒 113-0034　東京都文京区湯島 2-31-27　湯島台ビル５階
日本下水道事業団　東日本支社　事業部　契約課
電話　　03-3818-1212

(2) 事前申請書の受付及び競争参加資格の確認（競争参加資格確認申請書（以下「事後申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「事後資料」という。））の受付審査に関すること（以下、事業部契約課という。）。

〒 113-0034　東京都文京区湯島 2-31-27　湯島台ビル５階
日本下水道事業団　東日本支社　事業部　契約課

電話　　03-3818-1212
FAX　　03-3818-3524

4　競争参加申請

(1)　本工事は開札後に競争参加資格の確認を行うため、本競争の参加希望者は、次のとおり事前申請書を提出すること（事前申請書を提出することにより、入札書を提出できる。）。

事前申請書については、電子入札システムによる提出ができないため、次の方法により提出するものとする。

1)　提出方法

本競争の参加希望者は次のとおり電子メールにより、事前申請書を提出すること。提出期限までに事前申請書を提出しない者は本競争に参加できない。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出することができる。郵送等の方法で提出する場合には郵送付当日に技術資料（事前申請書）郵送連絡書（様式14）をファックスすること。また、いずれの方法においても提出期限の締切日必着とするが、郵送等の場合、提出期限の前日までの受領証（書留郵便）や受付印（託送）があるものは有効とする。なお、上記以外の提出方法は受付けない。

2)　提出先　施工業者（土木・建築）からの応募資料の受取

Jshigashi-kensetsukoji@jswa.go.jp

3)　送信に際しては以下に留意するものとする。

・メールの件名は「【事前申請書】○○○○（会社名又は特定建設共同企業体名）」とすること。

・○○○○には入札公告3.1の工事名を省略せずに記載すること。

・件名やメールアドレスに誤りがある場合、正しく受領できない可能性があること。

・受領確認の電話は以下に記載の場合のみ、受け付けるものとする。事前申請書が入札公告9.1に記載の競争参加申請書提出期間に３(2)の担当部局に到達した際には、自動返信メールを送信する。入札公告9.1に記載の競争参加申請書提出期限日の16時30分時点において自動返信メールが届かない場合のみ、提出期限日の17時00分までに３(2)の担当部局へ電話で確認を行うこと。

・２(1)②の担当部局での受領日時を以って受付日時とする。

・郵送等の方法で提出する場合の提出場所は３(2)に同じ。

・ファイル形式はPDF（拡張子がPDF）のものとする。

(2)　事前申請書は、「様式１－１」により作成すること。

※様式のダウンロードはこちら　→　**「様式1－1（電子入札運用基準様式7－1）」**

(3)　事前申請書の作成説明会は行わない。

(4) 特定建設共同企業体の場合、電子入札を利用することができるＩＣカードは、特定建設共同企業体の代表会社のＩＣカードとなるので、入札・見積に関する権限について、構成会社から代表会社への委任状を事前申請書の提出期限までに、契約職あてに提出しなければならない。ただし、事前申請書に入札・見積に関する権限が代表会社にある旨の記載がある場合は、提出は不要とする。なお、委任状の提出先は、事業部契約課とする。委任状の様式は、電子入札運用基準「様式２－２」とするが、委任する事項は、「競争参加資格の申請に関する一切の件」及び「入札及び見積りに関する一切の件」に限ることとする。

(5) その他

1) 事前申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 契約職は、提出された事前申請書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

3) 提出された事前申請書は、返却しない。

4) 提出期限以降における事前申請書の差し替え及び再提出は認めない。

5) 事前申請書に関する問い合わせ先　事業部契約課

5　入札に必要な図面等の交付

見積を行うために必要な工事現場説明書、仕様書、設計図面及び現場説明用設計書（金抜き設計書）は下記のとおり交付する。

(1) 交付場所及び方法

入札公告、入札説明書の「入札説明書、図面等の交付場所」に示した入札情報公開システムアドレスからダウンロードして取得すること。

なお、入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。

下記1)～6)のその他札契約関係図書（建設工事業務入札・契約に関する説明書）は、日本下水道事業団ホームページからダウンロードして取得すること。

※様式のダウンロードはこちら　→　**入札契約関係図書**

1) 「低入札価格調査について（令和５年４月１日）」

2) 「特別重点調査について（令和５年４月１日）」

3) 「完全週休２日（土日）適用工事について（令和７年１２月１日）」

4) 「完全週休２日交替制適用工事について（令和７年１２月１日）」

5) 「建設リサイクル法に関する工事実施要領（平成23年10月１日）」

6) 「工事における「余裕期間の設定」の試行について」

7) 「監理技術者等の取扱いについて」（令和８年４月１日）

8) 「現場代理人の常駐の緩和について」（令和８年４月１日）

9) 「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事実施要領（令和８年４月１日）」

(2) 担当部局　　事業部契約課

システム操作に関する問い合わせ先　　電子入札総合ヘルプデスク

（問い合わせ先の電話番号および時間は、入札公告、入札説明書の記載による。）

6　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書、入札公告に対する質問および入札に必要な図面等に対する質問、またその回答については工事現場説明書別紙の「工事現場説明書に対する質問書の提出及び回答について」による。

1) 提出先　　事業部契約課

2) 原則、電子メールのみとする。（メールアドレスは工事現場説明書別紙に記載）。

7　入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の承諾を得た者は紙により持参又は郵送等すること。ファックスによるものは認めない。

(1) 紙入札方式における入札書の提出場所　　事業部契約課

8　入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、封かんのうえ商号又は名称、所在地、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等により提出すること。

なお、事前申請書を提出後、入札の辞退を希望する者は、上記の入札を行わないこと。併せて、速やかに入札辞退届（商号又は名称、所在地、あて名、日付、工事名及び入札を辞退する旨を記載し、代表者の押印があるものに限る。）を持参又は郵送等により提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力（紙入札方式の場合は入札書に記載）すること。

(3) 特定建設共同企業体の場合、入札書の連絡先・商号欄には、特定建設共同企業体の名称等を入力すること。

ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、特定建設共同企業体の代表会社の代表者及び特定建設共同企業体の構成会社の代表者が記名押印した入札書を提出すること。

(4) 入札執行回数は、原則として２回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表する場合の入札執行回数は、原則として１回を限度とする。

9　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付（保証金取扱店　みずほ銀行　新橋支店）

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約保証金の額

工事現場説明書のとおり

10　工事費内訳書の提出

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。また、複数工種が含まれる工事（合体工種工事）においては、工事に含まれる工種すべてについて提出すること。（例：土木主体の工事に機械工種が含まれる場合は、土木と機械の内訳書を提出する）。

提出する工事費内訳書には、表紙（様式は自由）に発注者名(宛名)、発注案件名（工事名)及び提出業者名を記載し、代表者印を押印（電子入札方式により工事費内訳書を提出する場合は不要）すること。

①土木工事設計書
工事費内訳書の様式は、現場説明用設計書の様式-1、様式-3、様式-5、工事数量総括表について、表C-１に示す項目を明示し、10.（１）1)又は2)により提出すること。
なお、様式-1、様式-5は現場説明用設計書の様式を使用し、工事数量総括表は、記載の項目ごとの単価と金額を明示したものを作成し提出すること（任意様式）。
また、様式-4は複数工種が含まれる工事（合体工種工事）において提出すること。

表C-1

土木工種で提出する工事費内訳書	
使用する様式	明示する項目
様式-1	設計金額（本工事費計(税込み)）
様式-3	費目、金額
様式-5	項目・形状、単位、数量、単価、金額
任意様式（工事数量総括表）	工事区分・工種・種別・細別、規格、単位、数量（今回）、単価、金額

②建築工事設計書
工事費内訳書の様式は、現場説明用設計書の様式-1、様式-3を使用し、以下表A-1に示す項目を明示し10.（１）1)又は2)により提出すること。
また、複数工種が含まれる工事（合体工種工事）においては、様式-3で明示する項目を「費目、種目・科目・中科目、金額」とする。

表A-1

単独工種工事（建築工種で提出する工事費内訳書）の場合	
使用する様式	明示する項目

様式-1	設計金額（本工事費計(税込み)）
様式-3	種目・科目・中科目、金額

③機械・電気設備工事設計書
工事費内訳書の様式は、現場説明用設計書の様式-1～様式-3 を使用し、費目、工種、種別、細別、単位、数量、単価、金額等を明らかにし、1)又は 2)により提出すること。

1) 電子入札方式の場合

提出方法

工事費内訳書を下記に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。なお、入札書画面の提出内容確認ボタンを押下後、内容確認画面が表示され「提案値が添付されていない」旨のメッセージが表示されるが、そのまま入札書提出ボタンの押下を行う。

郵送等について

工事費内訳書のファイル容量が10ＭＢを超える場合には、工事費内訳書についてのみ持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。持参又は郵送等で提出する場合には、工事費内訳書の一式を持参又は送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等にあたっては、書留郵便等の記録が残る方法を必ず利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。持参又は郵送等により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

①持参又は郵送等する旨の表示

②持参又は郵送等の目録

③持参又は郵送等のページ数

④持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

持参又は郵送等による場合の提出先　　事業部契約課

ファイル形式

①Microsoft Word：拡張子がDOC又はDOCX

②Microsoft Excel：拡張子がXLS又はXLSX

③PDF：拡張子がPDF

④画像ファイル：拡張子がJPG又はGlF

⑤その他のアプリケーション：特別に認めたファイル形式

2) 紙入札方式の場合

入札書及び工事費内訳書を郵送等又は持参により提出すること。

郵送等により提出する場合には、郵便書留等の配達の記録が残る方法を必ず利用すること。

入札書及び工事費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に「入札書及び工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に入札書、表封筒と中封筒の間に工事費内訳書を入れ、入札日及び入札件名を表示のうえ、各々封かんをして提出すること。

(2) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(3) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

(4) 契約職は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

(5) 工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

1) 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

（イ） 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

（ロ） 内訳書とは無関係な書類である場合

（ハ） 他の工事の内訳書である場合

（ニ） 白紙である場合

（ホ） 内訳書に押印がない場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）

（ヘ） 内訳書が特定できない場合

（ト） 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

2) 記載するべき事項が欠けている場合

（イ） 内訳の記載が全くない場合

（ロ） 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

3) 添付すべきではない書類が添付されていた場合

（イ） 他の工事の内訳書が添付されていた場合

4) 記載すべき事項に誤りがある場合

（イ） 発注者名に誤りがある場合

（ロ） 発注案件名に誤りがある場合

（ハ） 提出業者名に誤りがある場合

（ニ） 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合

5) その他未提出又は不備がある場合

11 開札

(1) 開札方法等

開札は電子入札システムにより行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。なお、紙入札方式による入札参加者で１回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札を辞退したものとして取り扱う。

(2) 紙入札方式の開札場所　事業部契約課

12 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、事前申請書、競争参加資格確認申請書（以下「事後申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「事後資料」という。）に虚偽の記載をした者のした入札、事前申請書の提出のない者のした入札並びに現場説明書及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得(電子入札用)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、開札の時において１に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

13 競争参加資格の確認及び落札者の決定

(1) 開札後、落札者の決定を保留する。

日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第８号）第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合は、電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札候補者を定めるものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。

(2) 落札者の決定を保留した後、落札候補者が本工事の競争参加資格を満たす者であるかを確認する。

(3) １３(2)の確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

1) 当該落札候補者が競争参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とする。ただし、落札候補者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2) 当該落札候補者が競争参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、本工事の競争参加資格を満たす者であるかを確認する。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) １３(3)により落札候補者の取扱いについて決定した場合は、次のとおり落札候補者であった者にその結果を通知するものとする。

1) １３(3)1)の手続により、落札者を決定した場合には、電子入札システムにより入札参加者にその旨通知する。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、ファックスにより通知する。

2) １３(3)2)の手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に競争参加資格確認通知書（資格無し）を送付するものとする。

(5) 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満である場合は、１３(2)の競争参加資格の確認とあわせて低入札価格調査を行う。低入札価格調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「低入札価格調査について」による。

また、本工事が特別重点調査を試行する工事の場合は、入札価格が調査基準価格に満たない対象者のうち、特別重点調査実施の基準に該当する者を対象として特別重点調査を行う。なお、特別重点調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「特別重点調査について」による。

(6) 低入札価格調査又は特別重点調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とすることがある。

(7) 低入札価格調査又は特別重点調査にあたっては、当該落札候補者は、調査のために必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある者とし、当該落札候補者を落札者としないことがある。

(8) １３(2)の競争参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、事後申請書及び事後資料を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。ただし、落札候補者が特定建設共同企業体の場合は、事後申請書及び事後資料に加えて、特定建設共同企業体登録申請書及び特定建設共同企業体協定書の写しを提出すること。また、確認のために必要な指示に従わなければならない。落札候補者が提出期限内に事後申請書及び事後資料を提出しないとき、競争参加資格確認のための指示に従わないとき、又は事後申請書及び事後資料に虚偽の記載をしたときは、当該落札候補者は競争参加資格を満たす者でないものとし、１３(3)2) の手続により落札者を決定する。

※様式のダウンロードはこちら　→　**「事後申請書及び事後資料」**

1) 提出期限

開札日（１３(3)2)において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌々日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日）16時00分　まで

2) 提出方法

電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送等によるものとし、ファックスによるものは受け付けない。

電子入札システムにより提出する場合であって、事後申請書及び事後資料並びに特定建設共同企業体登録申請書及び特定建設共同企業体協定書の写しの合計ファイル容量が10ＭＢを越える場合は、持参又は郵送等により提出するものとする。持参又は郵送等での提出とする場合は、必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、持参又は郵送等による提出を行う場合は、電子入札システムにより、次の内容を記載した電子ファイル（「様式２－２」）を持参又は郵送等を行う前に送信するものとする。

電子入札システムで送信する場合、押印は不要とするが、持参又は郵送の際には押印したものを同封すること。

①持参又は郵送等する旨の表示

②持参又は郵送等の目録

③持参又は郵送等のページ数

④持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証（書留郵便）や受付印（託送）があるものは有効とする。送付当日に「技術資料（事前申請書）郵送連絡書」（様式14）をファックスすること。

3) ファイル形式

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、１０(1)1)のいずれかの形式にて作成すること。

4) 持参若しくは郵送等による場合又は紙入札方式による場合の提出場所

特定建設共同企業体申請書及び特定建設共同企業体協定書の写しは　事業部契約課

事後申請書及び事後資料は　事業部契約課

14　競争参加資格がないと認めた落札候補者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた落札候補者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

1) 提出期限

競争参加資格がないと通知を受けた日の翌日から起算して５日以内

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

2) 提出場所　事業部契約課

3) その他

書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又はファックスによるものは受け付けない。

(2) 契約職が、競争参加資格がないと認めた落札候補者から説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して５日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) 契約職が、競争参加資格がないと認めた落札候補者から説明を求められたときは、落札決定を延期する。

15 主任（監理）技術者の確認等

(1) 競争参加資格の確認は、開札日時の早い順に行う。

(2) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者として申請した場合又は複数の技術者を配置予定技術者として申請した場合の対応。

1) 入札後落札候補者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに事業部契約課に連絡するとともに、電子入札システムの入札状況一覧に表示される辞退申請書の提出ボタンによりその旨の申し出を行う。

2) 申し出が許可された場合は、当該入札を無効とする。この場合においては、速やかに「様式13－1」の申出書を持参又は郵送等により提出する。申出書の提出場所は事業部契約課とする。

3) 事実が認められなかった若しくは辞退申請がなされなかった場合には、指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。

4) 入札後落札者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより、申請した複数名のいずれかの配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに事業部契約課に連絡するとともに、速やかに「様式13－1」の申出書を持参又は郵送等により提出する。申出書の提出場所は事業部契約課とする。

(3) 落札者決定後、コリンズ等により、配置予定技術者について専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、入札説明書に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(4) 入札前に届け出した主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置すること。

(5) 工事現場に配置した主任技術者又は監理技術者の変更は、原則として認められないが、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別でやむを得ないとして承認された場合のほか、下記に該当する場合についても、監督職員との協議により、変更することができる。

なお、変更する場合は、本工事の入札公告等に掲げる工事経験及び資格要件の基準を満たす者を配置しなければならない。

1) 入札公告等に指定部分工期又は複数の配置期間が設定されている場合。

2) 入札公告等に示した配置予定期間外において、受注者の責めに帰すべきでない理由により新たな現場施工期間が生じ、技術者の配置が新たに必要となった場合。

3) 一つの契約工期が２か年以上に及び、かつ、現場施工期間が18カ月以上に及ぶなど、やむを得ないとして承認された場合

(6) 複数名申請した場合で、落札決定通知を受けた者は、通知を受けた翌日から２日以内（土、日、祝日は除く）に、配置する技術者の氏名を事業部契約課にファックスで通知するものとする。

16　再苦情申立て

(1)　本工事の競争参加資格がないと認められた理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から７日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。再苦情の申立てについては日本下水道事業団入札監視委員会が審議を行う。

(2)　再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

1)　受付窓口　　事業部契約課

2)　受付時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分まで

17　関連情報を入手するための照会窓口

(1)　紙入札方式による参加（変更）承諾、入札執行及び契約締結に関すること。

事業部契約課

(2)　事前申請書の受付及び競争参加資格の確認（事後申請書及び事後資料の受付審査）に関すること。

事業部契約課

18　見積書の提出

(1)　　開札後、提出された見積書と入札時に提出された工事費内訳書の金額との間に著しい乖離がないか確認するため、落札決定を保留する。著しい乖離がある場合は、ヒアリングを実施し、妥当性が確認できない場合はその者の行った入札を無効とする場合がある。

(2)　本競争入札の参加希望者は、本工事の積算に必要な見積書を下記に従い提出すること。

1)　見積書には別紙－１「見積りを求める項目」に示した項目を記載すること。

2)　見積書の様式は指定しないが、最低限、項目、数量、単価、金額等を明らかにし、代表者印が押印されているものであること。

3)　見積書にはその根拠資料を添付すること。

4)　提出期間　　令和08年11月02日(月)から令和08年11月26日(木)まで

の毎日（持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）による場合は、提出期間中に必着のこと。

5)　提出方法　　持参もしくは郵送等により行うものとし、ファックスによるものは受け付けない。

6)　提出場所　　事業部契約課

7) 見積書を提出しない者は、入札に参加することを認めない。ただし、見積書を提出できない旨を記載した文書を、見積書の提出期限までに提出した場合に限り、入札への参加を認めるものとする。

(3) 本工事の積算に必要な見積書作成に関する質問は、下記に従い提出すること。

1) 提出期間　令和08年11月04日(水)から令和08年11月12日(木)まで

の毎日（持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く。）10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分まで。郵送等による場合は、提出期間中に必着のこと。

2) 提出方法　工事現場説明書別紙の「工事現場説明書に対する質問書の提出及び回答について」による。

3) 提出先　事業部契約課

(4) 質問に対する回答書は、次のとおり掲示する。

1) 期間　令和08年11月18日(水)から令和08年12月14日(月)まで

2) 場所　事業部契約課

(5) 提出された見積書に関してのヒアリング

1) 実施方法　見積書に関してのヒアリング日時通知書（別紙－２）により実施することがある。

2) 通知日　令和08年11月27日(金)まで

3) 実施日　令和08年12月03日(木)から令和08年12月04日(金)16時までの間で実施する。

4) 会場　原則、Zoomによるオンライン会議で実施する。

詳細は見積書受領後、競争参加申請書に記載の担当者連絡先へメール送付する。

19 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、日本下水道事業団電子入札運用基準、日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）及び契約書案を熟読し、日本下水道事業団電子入札運用基準及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）を遵守すること

(3) 事前申請書、事後申請書又は事後資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から１月３日まで）を除く毎日、９時00分から17時30分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、日本下水道事業団ホームページで公開する

日本下水道事業団ホームページアドレスhttp://www.jswa.go.jp/

(5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

1) 障害発生時

電子入札総合ヘルプデスク

TEL:　　0570-021-777（平日 9:00-12:00 13:00-17:00）
Email:　sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

2) 電子入札システム操作等

電子入札システム

日本下水道事業団ホームページ内の電子入札システムページ

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、事業部契約課へ連絡すること。

(6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

(7) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、電子入札、紙入札方式により持参、郵送等が混在する場合があるため、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

(8) 本工事が「再公告工事」の場合

前回開札の入札において、下記のいずれかの理由により契約職から入札を無効とする旨を通知された入札参加者は応募できない。

1) 事後審査で競争参加資格のない者

2) 競争参加資格確認申請書類の不備の者

3) 低入札価格調査、特別重点調査の結果又は施工体制の確認に関する追加資料の審査の結果、適切な履行がされない恐れがあると認められた者

(9) 本工事が「停止条件付入札公告」の場合

この入札による契約は、委託団体と日本下水道事業団との建設工事委託に関する協定の締結を要することから、開札の日において協定が締結されていない場合は、入札を取り止め又は開札を延期する。この場合、日本下水道事業団は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

(10) 本工事が「契約後ＶＥ方式の試行工事」の場合

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要が認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書による。

用語の定義

1　土木工事又は土木・建築工事の場合の「これと同等以上の資格を有する者」

・１級建設機械施工技士の資格を有する者。

・２級建設機械施工技士の資格を有す者。

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者。

2　建築工事又は建築・土木工事の場合の「これと同等以上の資格を有する者」

・これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者。

3　「地方公共団体等」

・日本下水道事業団、国、地方公共団体（普通地方公共団体及び特別地方公共団体）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人をいう。

4　「下水道類似施設」

・地方公共団体等が発注した次のいずれかの施設。農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設、地域し尿処理施設、河川排水機場。

5　「上水道施設等 」

・上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等。

6　「公共建築物」

・事務所・庁舎：事務所・庁舎、郵便局、警察署、試験センター等

・教育施設：学校、研究所、研修所、体育館等

・集会施設：集会施設、公民館、地域センター、図書館、美術館等

・医療施設：病院、救急センター、診療所等

・福祉施設：福祉センター、介護センター等

・民生施設：卸売市場、公的事業用施設等

事後審査時に提出する様式の記載方法

1　事後申請書

(1)　「様式2 - 1」により作成する。

2　事後資料

(1)　施工実績

1)　過去に工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載する。

2)　本工事の競争参加資格があることが確認できる施工実績を「様式3」に記載し提出すること。

3)　代表者以外の施工実績を求める場合は次による。

本工事の競争参加資格があることを判断できる類似工事の実績を、様式３に記載すること。なお、記載する類似工事の施工実績は１件でよい。

4)　「競争参加資格（施工実績）」に、公共建築物との記載がある場合は、次のいずれかとする（民間実績も可）。

・事務所・庁舎：事務所・庁舎、郵便局、警察署、試験センターなど

・教育施設：学校、研究所、研修所、体育館など

・集会施設：集会施設、公民館、地域センター、図書館、美術館など

・医療施設：病院、救急センター、診療所など

・福祉施設：福祉センター、介護センターなど

・民生施設：卸売市場、公的事業用施設など

5)　本工事で求める施工実績を選定する際は以下に留意すること。

①構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として掲げる工事は少なくとも本体構造物の築造を含むものであること。本体構造物を築造した工事の施工実績であれば、基礎杭工や土留工などが別工事となっていても、それら別工事の施工実績は求めない。

②構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として掲げる工事は本体構造物の築造に関して一貫したものであること。すなわち、本体構造物が複数工事で分割施工されている場合、分割されたうちの一部の工事のみの施工では施工実績として認めない。

③補修工事などの付帯的な工事は施工実績として認めない。

(2)　配置予定技術者

1)　本工事の競争参加資格があることを確認できる配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の資格・工事経験を、様式４－３－１、様式４－３－２に記載すること。現在、他工事に従事していない場合は、「なし」と記載し、他工事に従事し本工事と重複する場合は、対応措置を記載すること。ただし、他工事に主任技術者又は監理技術者として従事している場合は認めない。（特例監理技術者で申請の場合は除く）記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。

2) 建築工事担当技術者（工事内容が土木・建築工事の場合）又は土木工事担当技術者（工事内容が建築・土木工事の場合）については、本工事の競争参加資格があることを確認できる資格を、様式４－３－３、様式４－３－４に記載すること。

3) 低入札価格調査のため、落札決定が保留されている間は、低入札価格調査対象者は同一の配置予定技術者により従事期間の重複する他の工事の入札に参加してはならない。

4) 本工事で求める工事経験を選定する際は以下に留意すること。

① ２(1)5)に掲げる留意事項は、“施工実績”を“工事経験”と読み替え、配置予定技術者の工事経験についても適用される。

② 構造物の新設・増設を施工実績として求める工事において、配置予定技術者が工事経験として掲げる工事の一部期間しか従事していない場合は、2.（1）.5）に掲げる留意事項が従事期間に対して満足されていること。

③ 構造物の耐震改修あるいは改修を施工実績として求める工事については、配置予定技術者が構造物の耐震改修あるいは改修の現場着手からその構造物の耐震改修あるいは改修の現場作業がすべて完了するまで従事したと判断できるものであること。

④ 上に掲げる以外の施工を施工実績として求める工事については、配置予定技術者が一連の施工に主体的に従事したと判断できるものであること。

⑤ 特殊な技術を要する工事の施工経験については、配置予定技術者が当該技術による施工の現場着手から当該技術による現場作業がすべて完了するまで従事したと判断できるものであること。

(3) （1）及び（2）の同種又は類似などの工事の施工実績として記載した工事に係るコリンズ発行の「登録内容確認書」の写しを提出すること。ただし、当該工事がコリンズに登録されていない場合、契約書の写し（工事名、請負代金額、工期、発注者、受注者（特定又は経常建設共同企業体を構成している場合にあっては各構成員の出資割合が確認できること。）が記載されている部分。）及び工事内容が判断できる資料を公告要件に応じて抜粋し、提出すること。これらで確認できない場合は「様式6－4」を提出すること。

(4) 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐並びに建築工事担当技術者又は土木工事担当技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び資格を証明する資料を提出すること。

(5) 「指名停止措置対象団体」に記載する団体から指名停止の措置を受けていないことを確認する資料として、「様式９－２」を提出すること。

3 事後申請書及び事後資料の作成説明会は行わない。

4 その他

(1) 事後申請書及び事後資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 契約職は、提出された事後申請書及び事後資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出された事後申請書及び事後資料は、返却しない。

(4)　提出期限以降における事後申請書又は事後資料の差し替え及び再提出は認めない。

(5)　事後申請書及び事後資料に関する問い合わせ先　　事業部契約課